

専決処分の承認を求めることについて
(舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)

【専決理由】

地方税法の一部を改正する法律等が、令和2年3月31日に公布され4月1日より施行されたため。

【主な改正項目】

1. 個人市民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項の変更（第36条の3の2、第36条の3の3）

1) 改正内容

人的非課税措置の対象となった未婚のひとり親について、単身児童扶養者に限定しないこととされたことに伴い、「個人市民税の扶養親族等申告書」に単身児童扶養者である旨の記載を不要とする。

2) 施行期日 : 令和2年4月1日

2. 市たばこ税の課税免除の手続きの簡素化（第94条第2項）

1) 改正内容

市たばこ税の輸出免税等の適用に当たって必要となる課税免除事由に関する書類の市長への提出については、当該書類の保存を前提として提出を不要とする等、輸出免税制度等に係る手続きの簡素化を図る。

2) 施行期日 : 令和2年4月1日